心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日東京都条例第20号)による 医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	文京区
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	109-1 : 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日 東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であっ て規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		文京区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 別表第一第九の項 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第1条	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日 東京都条例第20号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念に則り、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和32年法律第164号)その他(障害者及び障害児)の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、(心身障害者)に対し、医療費の一部を助成し 、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身 障害者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日 東京都条例第20号)心身障害者の医療費の助成に関する条例 規則(昭和49年6月10日東京都規則第123号)特別区における 東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日東 京都条例第106号) 第2条 表30イ、ロ、ハ、ニ

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日 東京都条例第20号)第四条 心身障害者の医療費の助成に関する条例規則(昭和49年6月 10日東京都規則第123号)第六条第一項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての 審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例第四条(昭和49年 3月30日東京都条例第20号)の規定による交付の申請に係る 事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号イ1	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第一号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号42	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第二号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号43	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第五号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第三号
①根拠規定②情報提供者	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第三号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行
②情報提供者 ③提供を求める特定個人情	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第三号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
②情報提供者 ③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第三号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
②情報提供者 ③提供を求める特定個人情報 特定個人情報5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第三号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第四号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号ロ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第六号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日 東京都条例第20号)第五条第二項 心身障害者の医療費の助成に関する条例規則(昭和49年6月 10日東京都規則第123号)第十条第二項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての 審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例第五条第二項(昭和 49年3月30日東京都条例第20号)の規定による助成の申請に 係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号イ1	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第一号

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号42	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第二号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号イ3	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第五号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第三号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号45	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第四号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号ロ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第六号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日 東京都条例第20号)第六条第二項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年 6月10日東京都規則第123号)第十一条第二項

事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての 審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例第六条(昭和49年 3月30日東京都条例第20号)の規定による届出に係る事実に ついての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号イ1	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第一号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号42	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第二号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号イ3	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第五号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第三号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号45	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第四号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号ロ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第一号第一項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第一条の三 第六号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

届出情報

独自利用事務の対象者	身体障害者手帳1級、2級、内部障害を有する場合は3級、愛の手帳1度、2度又は精神障害者保健福祉手帳1級に該当する所得制限基準以下の者
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2022年06月20日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%96%87%E4%BA%AC%E5%8C%BA&ev_name= &ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=%EF%BC%96&opn_d ate_from_day=20&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=28&count=20

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.